

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 県職員の給与と民間給与との比較

a 月例給

本年4月分の県職員給与と県内の民間給与を比較したところ、県職員給与が民間給与を1人当たり平均104円（0.03%）上回っている。

民間給与	(A)	398,104円
県職員給与	(B)	398,208円
較差	(A - B)	△104円 (△0.03%)

※ 県職員給与(B)の欄は知事等及び職員の給与の特例に関する条例による減額措置がないものとした場合に支給されることとなる給与を基礎として算出したものであり、同条例による減額措置後の県職員の給与（385,243円）と民間給与を比較した場合は、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均12,861円（3.34%）下回っている。

b 特別給

民間における年間支給割合は4.48月分であり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合（4.50月分）とおおむね均衡している。

(イ) 県職員の給与

a 本年の給与の改定

(a) 給料表については、公民給与の較差が極めて小さいことから、改定しない。

(b) 期末手当及び勤勉手当の支給割合については、民間の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定しない。

b その他の改定

通勤手当について、長距離通勤者等の負担軽減を図るため、交通機関等利用者（交通用具併用者を含む。）の1箇月当たりの支給限度額を改定。

75,000円 → 78,000円（条例の公布日の翌月から実施）

c 検討すべき課題

(a) 住居手当

人事院報告において、持家に係る住居手当の廃止の検討を進めるとともに、賃貸住宅に係る住居手当については、家賃等の実情を踏まえた手当の在り方を引き続き検討する旨の言及があり、本県においても検討を進める必要がある。

(b) 単身赴任手当

人事院報告において、経済的負担の実情（住居費、帰宅費用等）等を考慮し改善について検討する旨の言及があり、動向を注視する必要がある。

(c) 初任給調整手当

人材確保の観点から、本県の医師確保の実情を踏まえ、医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する処遇改善の必要性を検討のうえ改定することが適当である。

(d) 教育職員に係る手当

国においては、メリハリのある教員給与体系の実現と人材確保法に基づく教員給与の優遇措置の縮減に向けた取組みを進めているところであるが、本県においても、学校現場の諸事情を踏まえたうえで、他の都道府県の動向を注視しつつ、教育職員の手当の在り方について見直しを進める必要がある。

(ウ) 平成21年度における地域手当の支給割合（給与構造改革に係る改定）

東京都特別区（東京事務所） 16% → 17%、大阪府大阪市（大阪事務所） 13% → 14%

医療職給料表（一）適用者 13% → 14%（いずれも国準拠）

(エ) 公務運営に関する課題

報告の「むすび」で、公務運営に関する課題として次のとおり報告している。

a 職員の勤務時間等について

(a) 勤務時間の見直しについて

人事院においては、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するよう勧告。本県においても、人事院勧告や県内民間事業所の所定労働時間の状況等を総合的に検討した結果、県職員の勤務時間を国に準じて見直すことが適当である。実施時期は、国や他の都道府県の動向を見極めながら検討する。

(b) 超過勤務時間の縮減について

職員全員が自己研鑽とコスト意識を持った計画的・効率的な業務遂行に心掛けるとともに、特に管理職は、不断の業務見直し、能率性の向上を図りつつ、超過勤務命令の必要性・緊急性の確認等、自らの役割を強く意識し実行することが必要である。

b 職員の健康管理について

精神疾患による長期休業者数が増加しており、予防から復職後の支援のそれぞれの過程における取組みが、職員個々の状況に応じ、より弾力的に運用されるよう配慮が必要である。

また、管理職はじめ職員全員が積極的に風通しの良い快適な職場づくりに努めることが重要である。

c 今後の検討課題について

(a) 県民に信頼される人事管理の推進について

公務員制度改革の状況、変化に適切に対応しつつ、より一層県民に理解され信頼される人事管理制度の進展について、引き続き検討を進めることが重要である。

(b) 多様で有為な人材の確保について

県職員採用候補者試験の応募者が減少傾向にある中、県民の負託に応えることができる多様で有為な人材を確保する方法について、幅広く検討することが必要である。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、地方公務員法第46条の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られることを要求できます。

当委員会に対する措置要求の状況（県分）は次のとおりです。

主な内容	平成19年度末の係属件数	平成20年度中の要求件数	平成20年度中の終結件数	平成21年度への繰越件数
給 与	1	0	1	0
旅 費	0	0	0	0
勤 務 時 間	1	0	1	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	2	0	2	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法第49条の2の規定により、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、人事委員会又は公平委員会に対して、不服申立てをすることができます。

平成20年度中の要求件数、終結件数及び平成21年度への繰越件数はいずれもありません。

(5) 苦情の処理の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てのほか、職員の苦情を処理することとなっています。

平成20年度中の相談件数5件、処理件数2件、平成21年度への繰越件数は3件です。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-58

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月29日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 <u>愛媛県警察職員の安全衛生管理に関する訓令（平成21年愛媛県警察本部訓令第28号）</u>に基づき、健康診断の結果勤務軽減の必要があると認められた場合</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(23) 省略		24 <u>愛媛県警察職員の安全衛生管理に関する訓令（平成21年愛媛県警察本部訓令第28号）</u> に基づき、健康診断の結果勤務軽減の必要があると認められた場合	省略	<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24 <u>愛媛県警察健康管理に関する訓令（昭和52年6月愛媛県警察本部訓令第8号）</u>に基づき、健康診断の結果勤務軽減の必要があると認められた場合</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(23) 省略		24 <u>愛媛県警察健康管理に関する訓令（昭和52年6月愛媛県警察本部訓令第8号）</u> に基づき、健康診断の結果勤務軽減の必要があると認められた場合	省略
事 由	期 間												
(1)～(23) 省略													
24 <u>愛媛県警察職員の安全衛生管理に関する訓令（平成21年愛媛県警察本部訓令第28号）</u> に基づき、健康診断の結果勤務軽減の必要があると認められた場合	省略												
事 由	期 間												
(1)～(23) 省略													
24 <u>愛媛県警察健康管理に関する訓令（昭和52年6月愛媛県警察本部訓令第8号）</u> に基づき、健康診断の結果勤務軽減の必要があると認められた場合	省略												

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。